

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に関する経費について（令和4年度決算）

平成26年4月1日より、消費税率（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策経費に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 51,755 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 761,069 千円

（単位：千円）

区 分		令和4年度 決 算 額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国・道 支出金	その他	社会保障 財源化分	その他
社 会 福 祉	社 会 福 祉 費	21,979	1,846	0	2,433	17,700
	高 齢 者 福 祉 費	49,235	203	5,128	5,305	38,599
	障 害 者 福 祉 費	203,722	135,332	0	8,264	60,126
	児 童 福 祉 費	183,091	111,720	8,196	7,634	55,541
	小 計	458,027	249,101	13,324	23,635	171,967
社 会 保 険	国 民 健 康 保 険 事 業	40,689	17,888	0	2,755	20,046
	介 護 保 険 事 業	113,413	8,076	0	12,728	92,609
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	90,157	17,564	0	8,772	63,821
	小 計	244,259	43,528	0	24,255	176,476
保 健 衛 生	保 健 衛 生 費	58,783	3,985	22,812	3,865	28,121
	小 計	58,783	3,985	22,812	3,865	28,121
合 計		761,069	296,614	36,136	51,755	376,564

※各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。